

令和6年度 地域管理経営計画等の策定及び変更に係る有識者懇談会 議事概要



九州森林管理局では、「国有林野の管理経営に関する法律」等に基づき、令和6年度地域管理経営計画と国有林野施業実施計画の策定及び変更に関して、学識経験者等の皆様から幅広いご意見を聴かせていただくため、「令和6年度地域管理経営計画等の策定及び変更に係る有識者懇談会」を下記のとおり開催しました。

いただいたご意見については、今後の国有林野の管理経営や計画策定にあたり参考とさせていただきます。

記

日 時：令和7年3月4日（火）13：15～15：15

場 所：九州森林管理局 2階大会議室

出席者：有識者懇談会委員9名、森林計画策定計画所在県職員6名（Web参加者5名）
森林管理局署職員27名 計42名

議 事：地域管理経営計画及び国有林野施業実施計画の策定等について（資料）

【委員からの主な意見】

- ・ 国有林は機能類型区分によりゾーニングしているが、木材生産林を設定していないので水源涵養機能を重視する森林で一定程度の主伐を実施している。このことについて疑問を持たれないよう、木材生産と水源涵養のバランスを取りつつ、水源涵養のための施業として伐採を進めていることについて、施業の基準等を具体的に示しながら国民の理解が得られるよう努めていただきたい。
- ・ 人口減少社会の中で需要が伸びていくわけではないという前提にたてば、これ以上材価が下がった場合、林業が持続可能な産業になるのだろうか心配している。木材の供給について、需給動向等を見ながら国有林からの供給量を調整されていることがよく分かった。今後も国有林の方で市況をよく見てもらい調整をお願いしたい。

岩手の大船渡市で大規模な山火事が起こり、あらためて山火事というものは大変な災害であるということを知った。国有林ではどのように山林火災に対応しているのかについて説明いただいたが、今後色々な形で原因の検証があると思うので、是非大船渡市での対応もフィードバックして九州でもそれを活かしていただきたい。

- ・ 昨年 4 月から登記が義務化され、山林もその例外ではなく、現在の所有者が登記しなければならないが、登記をするのに莫大なコストがかかる。また、インボイス制度が始まり、事業者登録をした森林所有者に消費税の納税義務が生じたことで、小規模な所有者等に不利益が生じている。林野庁だけで解決出来る問題とは思っていないが、ポジティブに今後も山を所有し管理していこうと思っている所有者を後押しするような制度改正にも意を配していただきたい。
- ・ 花粉発生源対策について、一般の方は知らない方もいるので、国有林での取組をパンフレット等に掲載することを含めて、もっと発信していただきたい。
- ・ 需要に応じてフレキシブルに生産できる中堅以下の製材所がどんどん無くなってきているので、ウッドショックの時のように必要な時に必要な量の木材が確保できないといった問題が生じるリスクが今後高まってくる。市場のニーズを踏まえた採材や供給を行っていただきたい。また、製材向け以外の丸太がバイオマスや輸出向けに増え続けていることにも疑問を感じている。
- ・ 民有林は皆伐が増えているが、早生樹や花粉の少ないスギ等の苗木が足りていない。各県や民間の方々と情報共有しながら必要な量を安定供給出来るように指導していただきたい。
- ・ 造林を行う場合、どの品種の苗木を使うかをまず考えるが、国有林でも、福岡なら福岡、熊本なら熊本など、それぞれの土地に合った品種を選択して植栽するよう努めて欲しい。

【懇談会資料一覧】

議事次第

有識者懇談会委員名簿

資料 地域管理経営計画の策定等について

別添 地域管理経営計画書（案）・国有林野施業実施計画書（案）

（福岡、対馬、白川・菊池川、大分南部、広渡川、北薩森林計画区）

・・・・・・・・添付省略

地域管理経営計画書変更計画（案）・国有林野施業実施計画書変更計画書（案）

変 更（大分西部、一ツ瀬川、大淀川森林計画区）

・・・・・・・・添付省略

参考 地域管理経営計画及び国有林野施業実施計画策定に係る有識者懇談会設置要領

・・・・・・・・添付省略